

平成 25 年 10 月より

家庭から出る庭木などの出し方について

1 燃やせるごみの日に、ひもで縛って出す場合

- 1 本の木(枝)の太さが 10 cm 以下は長さを 50 cm 以下
- 1 本の木(枝)の太さが 10 cm 以上は長さを 30 cm 以下のどちらかで ひもで縛った 1 束の直径は 30 cm 以下

料金は、**指定ごみ袋(可燃) 40ℓ (63円)** 1 枚を、一束毎にひもなどで巻き付けて出してください。

- ※ 指定ごみ袋(燃やせるごみ)に入れて出す場合は袋からはみ出さないように出してください。



2 粗大ゴミとしてひもで縛って出す場合

- 1 本の木(枝)の太さは 30 cm 以下で長さを 100 cm 以下で
- 1 束の直径を 30 cm 以下にしてください。

料金は、**126円の証紙**を束ねたひもに二つ折りで貼って出して下さい。

- ※ 上記1の「燃やせるごみの日にひもで縛って出す場合」に該当する長さ 50cm 以下の枝などの場合は、粗大ゴミとしては出さないでください。

粗大ゴミとして出す場合は、市役所環境衛生担当まで、粗大ゴミ回収日前、開庁日のお昼までに下記まで申し込みが必要になります。

問合先

根室市役所市民福祉部市民環境課環境衛生担当

電話 0153-23-6111 (2127~2130、2137)